

指導・監査の流れ及び行政処分実績

1 指導及び監査の流れ

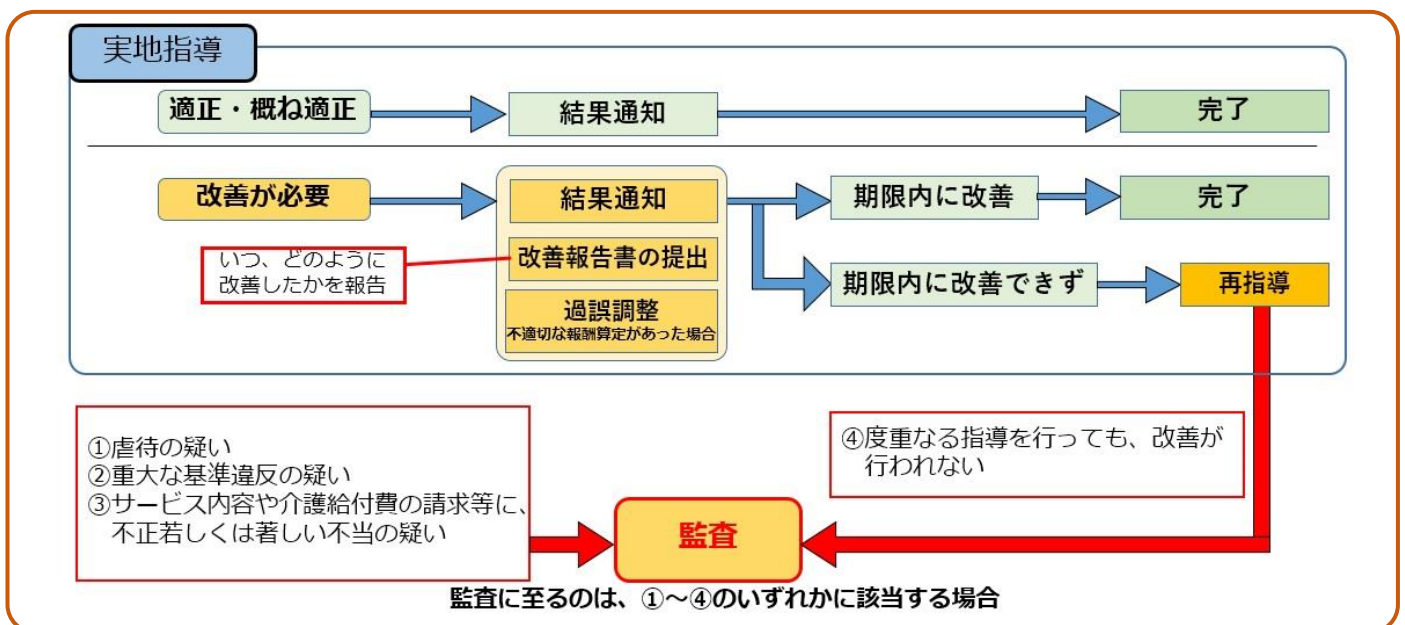
(1) 集団指導と実地指導の違い

集団指導	対象	指定を受けている全事業者
	目的	① 関係法令・制度の趣旨や目的の周知及び理解の促進 ② 算定要件等の周知による過誤・不正請求の防止 など
実地指導	対象	① 一般指導 全事業者のなかから計画的に実施 ② 随時指導 例:過去の指導事項について改善が不十分であり、再度の実地指導により改善が見込まれるもの
	目的	事業所の所在地等において関係書類の閲覧及びヒアリングの実施をすることで、「サービスの質の確保と向上」、「利用者の尊厳保持や人権擁護」及び「適正な報酬請求等」が図られるようにする。 ①運営指導 関係法令及び指定基準に照らし、適正な運営が行われているかを確認し、適切でない場合は指導する。 ②報酬請求指導 報酬基準等に照らし、報酬等の算定要件や必要な人員の体制が確保されているか等を確認し、適切でない場合は指導する。

(2) 実地指導と監査に至る流れ

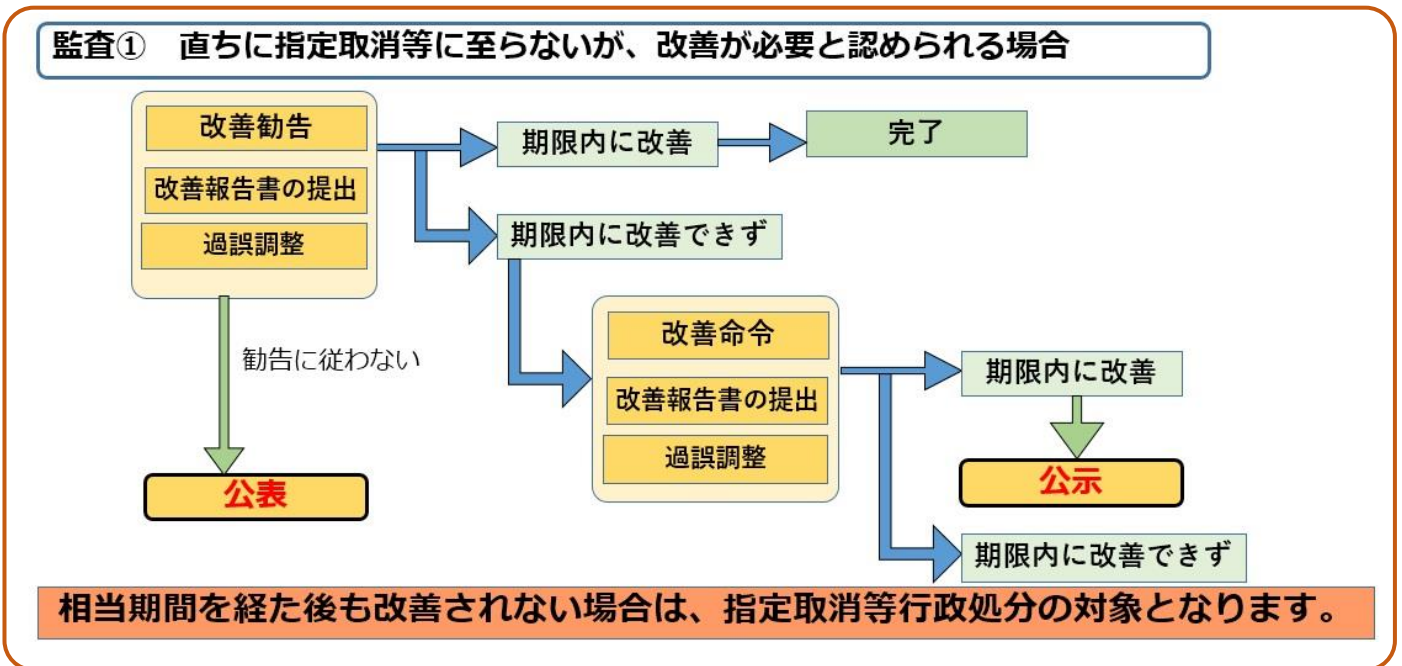
実地指導の結果、改善が必要な場合は改善報告書の提出や、報酬の過誤調整をしていただくこととなります。再三指導を行っても改善されない場合には、監査に至ることがあります。

また、下の図①～③に該当する場合は、実地指導を経ることなく監査に至ることがあります。

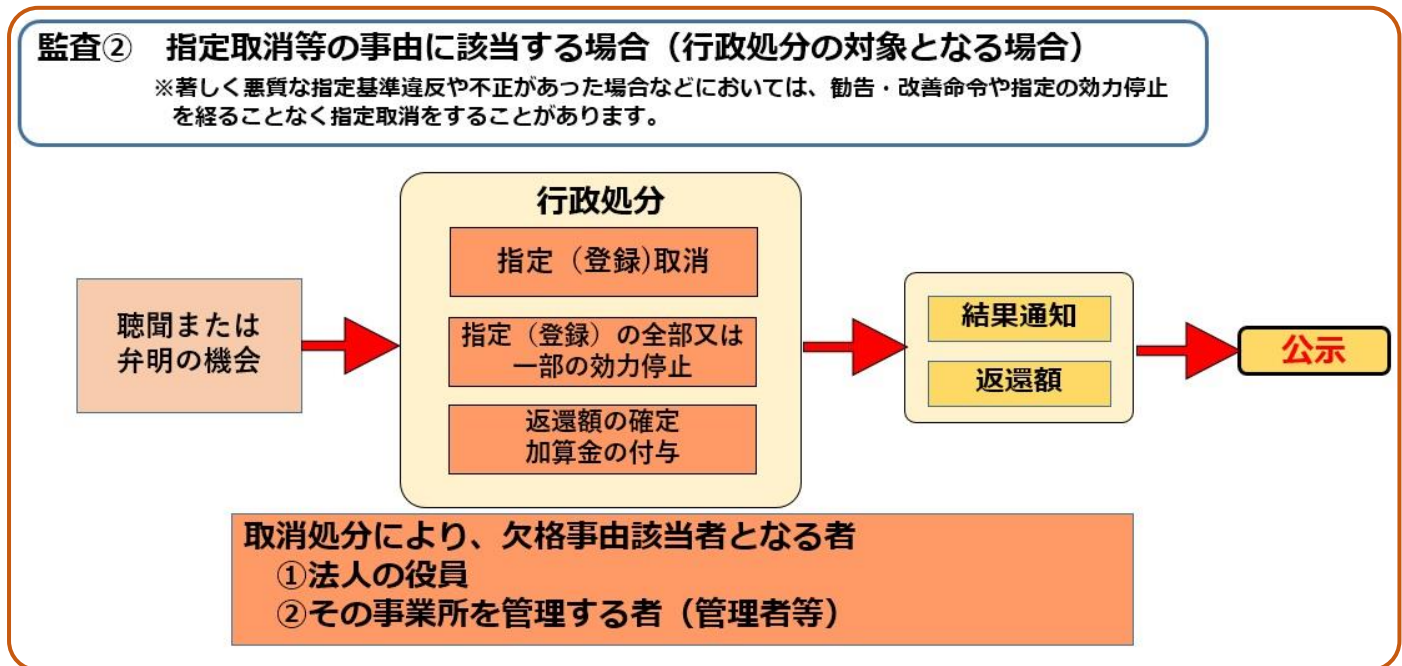


(3) 監査の流れ

監査の結果、直ちに指定取消しとならないが、改善が必要と判断された場合、勧告・命令を行います。おおよその流れは、下の図のとおりです。



また、指定取消しの事由に該当した場合は、下の図のとおり、必要な手続を経て指定取消し等の行政処分を行います。

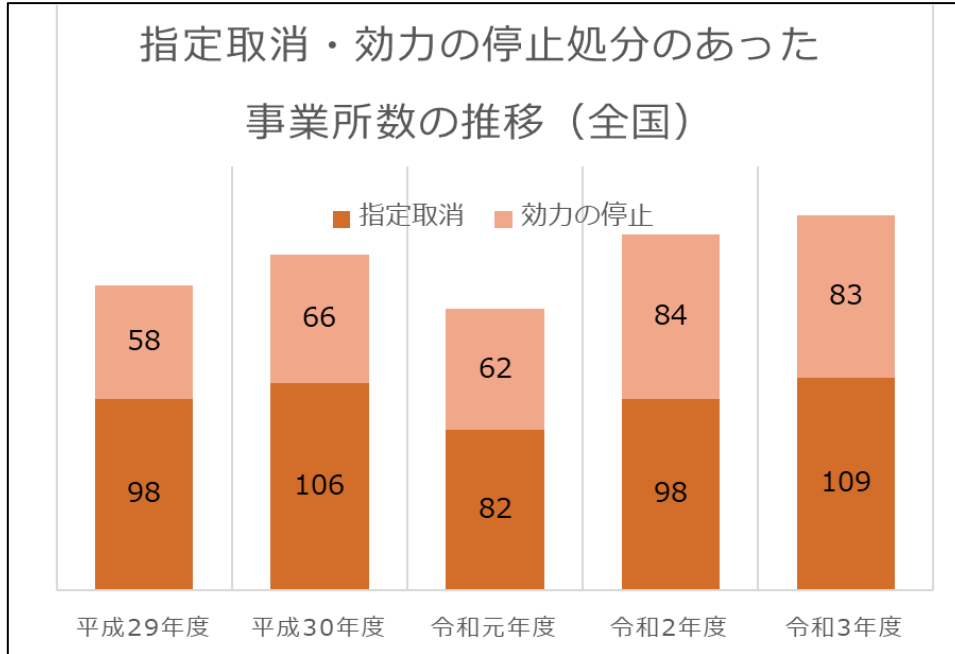


姫路市では、事業所の不正に対して厳正に対処します。特に、虚偽の報告や虚偽の答弁を行った場合は、処分が重くなりますので、ご注意ください。

2 取消等処分の推移、処分事由の統計

(1) 取消等処分の推移

下の図は全国における指定取り消しや効力の停止処分のあった事業所数の推移を表しております。毎年度一定数の事業所の不適正な運営が明るみとなっており、特に令和3年度においては過去5年間で最多の処分数となっております。

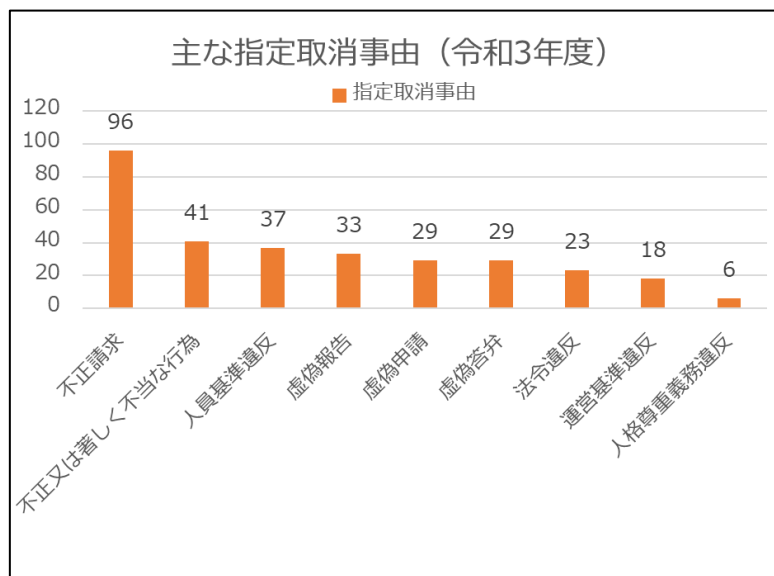


出典：厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料 令和5年3月

(2) 処分事由の統計

下の図は指定取消となった事業所における取消事由についての統計を表しています。複数の指定取消事由に該当する事業所がありますので上の図の取消・処分件数と指定取消事由の合計数は一致していません。

事由については不正請求が最も多く、次いで不正又は著しく不当な行為、人員基準違反となっております。



出典：厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料 令和5年3月

3 姫路市の行政処分実績

(1) 令和3年度実績

下の図は令和3年度における姫路市の行政処分実績です。処分理由に記載のとおり、不正請求、不正又は著しく不当な行為等、本市においても前述の全国の指定取消事由にて比率の高かったものが処分の理由となっております。

具体的な内容の一部として、事業所として指定を受けた場所以外で支援を行っていた例、直接処遇職員や児童発達支援管理責任者の人員基準を満たしていないにもかかわらず、減算等を行わず、給付費を過大に請求していた例等が挙げられます。

サービス種別	処分内容	処分理由（理由の内、一部を抜粋）	
放課後等 デイサービス	指定取消	<ul style="list-style-type: none"> ・不正請求 ・不正又は著しく不当な行為 ・虚偽答弁 	指定を受けた場所以外で支援していたにもかかわらず、対象事業所で支援していたものとして給付費を請求した。
生活介護	指定取消	<ul style="list-style-type: none"> ・虚偽申請 ・不正請求 ・不正又は著しく不当な行為 ・虚偽答弁 	常勤の生活支援員を配置していないにもかかわらず、適用すべき減算をせず、また加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず加算をし、給付費を過大に請求した。
放課後等 デイサービス	6 カ月 一部効力 停止	<ul style="list-style-type: none"> ・不正請求 ・不正又は著しく不当な行為 ・虚偽答弁 	児童発達支援管理責任者の勤務実態がなかったにもかかわらず、適用すべき減算をせず、また加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず加算をし、給付費を過大に請求した。

(2) 令和2年度実績

下の図は令和2年度における姫路市の行政処分実績になります。令和2年度においても表示のとおり、不正請求、不正又は著しく不当な行為等が処分理由として挙げられます。

処分の実績から分かるように、事業所として指定申請の際に確認した人員や設備等の基準を満たしているかに対して、その後の事業所運営の中で、その基準を満たしていないにも関わらず、必要な届出もせず、不正に給付費を請求し、処分に至っていることから、日ごろから自らの事業所が法令に従った運営を行っているか等、管理者をはじめ、全従業員で法令遵守の意識を持ち、サービス提供を行っていただくよう、お願いいたします。

サービス種別	処分内容	処分理由（理由の内、一部を抜粋）	
児童発達支援、 放課後等 デイサービス	指定取消	<ul style="list-style-type: none"> ・人員基準違反 ・不正請求 ・虚偽報告及び帳簿書類等の提出拒否 ・虚偽答弁 ・不正又は著しく不当な行為 	人員基準違反がありながら必要な減算をせず、さらに、サービス提供職員を加配しているとして加算等を算定し、給付費を過大に請求した。
放課後等 デイサービス	指定取消	<ul style="list-style-type: none"> ・人員基準違反 ・不正請求 ・虚偽報告及び帳簿書類等の提出拒否 ・虚偽答弁 ・不正又は著しく不当な行為 	人員基準違反がありながら必要な減算をせず、さらに、サービス提供職員を加配しているとして加算等を算定し、給付費を過大に請求した。